

令和5年度貝塚市障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針
(趣旨)

第1条 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設等の受注機会の確保並びに障害者就労施設等から供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設等)

第2条 この方針において、調達の対象となる障害者就労施設等とは、市内に所在する法第2条第2項から第4項までに規定する施設等とする。

(対象となる物品等)

第3条 この方針において、調達を推進する物品等とは、障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

(調達目標)

第4条 本市は、障害者就労施設等からの物品等の計画的な調達の推進と、調達実績額が前年度実績を上回るよう努めるものとする。

(調達の推進方法)

第5条 本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 本市は、障害者就労施設等が提供可能な物品等の把握に努めるものとする。
- (2) 本市は、物品等を調達する必要がある場合にあっては、優先的に障害者就労施設等から調達するように努めるものとする。
- (3) 本市は、障害者就労施設等からの物品の調達が貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号）第16条に定める額を超えないときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

(実績の公表)

第6条 本市は、毎会計年度終了後に、遅滞なくこの方針に基づく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

(担当窓口)

第7条 この方針の担当窓口は、障害福祉課とする。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から実施する。